

新型コロナウイルス感染症対策 鹿島市の対応方針

市主催のイベント・催しについて①

○市が主催するイベントや催物の開催については、国から示される開催制限や使用制限等の留意事項や、開催場所となる施設の類型に応じて各業界・団体等が作成している「業種別ガイドライン」を基に判断します。具体的には、下記を目安とします。

○イベント等の開催の目安

下記の(1)と(2)の人数のいずれか小さい方を人数の限度とする。

ただし、令和2年11月12日付同事務連絡の「イベント開催時の必要な感染防止策」（別紙1）に留意すること。

(1) 人数上限の目安

5,000人を上限とする。（国の基準では、5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方が上限となる。鹿島市には収容定員が10,000人を超える施設はないため5,000人が上限となる。）

(2) 収容率の目安

①大声での歓声、声援等がないことが前提としうる場合（クラシック音楽コンサート、講演会など）

- ・収容定員が設定されている場合、収容率の上限を100%とする。
- ・収容定員が設定されていない場合、密が発生しない程度の間隔を確保する。

市主催のイベント・催しについて②

②大声での歓声、声援等が想定される場合（ロックコンサート、スポーツイベントなど）

- ・収容定員が設定されている場合、収容率の上限を50%とする。

※異なるグループ又は個人間では座席を一席空ける。同一グループ（5人以内）内では座席等の間隔をあける必要はなし。参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。

- ・収容率が設定されていない場合、十分な対人距離（1m）を確保する。

※飲食を伴う場合は、原則として①に該当しないが、飲食を伴うが発声がないことを前提としたうるイベントについては、適切な感染防止対策（※）に加えて、令和2年11月12日付同事務連絡の（別紙2）「映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）における感染防止策」の具体的な条件を全て担保しうる場合に限り、①に該当することとして取り扱うことができる。

《適切な感染防止対策（※）について》

イベント実施、施設利用等にあたっては、次の感染防止対策を施す。

- ①発熱や風邪の症状がある方の参加、利用を見合わせる。
- ②手洗い、体温測定、マスク着用を徹底する。
- ③アルコール消毒液やパーテーション等を適切な場所へ設置する。
- ④屋内においては、十分な換気を行う。
- ⑤三密を避ける。

市有施設の管理運営等について

○施設の類型に応じて、「業種別ガイドライン」を基に運営します。

○利用者には、感染防止対策について掲示や呼びかけを行い、理解と協力を要請します。

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙1】

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウィルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨ 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 過度な飲酒の自粛 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</p>
⑪ 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 <p>*アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p>
⑫ 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> 有症状者は出演・練習を控える 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる 合唱等、声を発する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <p>*来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。</p>
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）における感染防止策

【別紙2】

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にしうる催物に限定して、収容率を100%以内にすることとする。

具体的な条件（感染防止策）

① 食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めるここと ・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること (野外の場合は確認を要しない)
④ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間となるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること